

役員等報酬規程

社会福祉法人敬生会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人敬生会（以下「法人」という。）の報酬及び交通費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任委員をいう。

(報酬)

第3条 法人の役員等に対し報酬は支給しない。ただし、監事が、定期監査を実施した場合、1回につき20,000円を支給する。

(交通費)

第4条 法人の役員等が理事会・評議員会・評議員選任委員会へ出席した場合は、交通費として、別に定める旅費規程により支給する。

2. 法人及び施設（事業所）の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(出張旅費)

第5条 法人の役員等が、法人及び施設（事業所）の運営業務等のため出張した場合は、旅費等を別に定める旅費規程により支給する。

(支払い方法)

第6条 上記の報酬については、年度末に当該年度分をまとめて、源泉所得税額を控除した額を金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2. 交通費及び出張旅費については、別に定める旅費規程により支払う。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の決議を要する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。